

第8回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和6年3月22日（金）午後2時00分～午後3時37分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：刈部委員、10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

なし

会議経過

1 開 会

出席委員19名で法定定数に達しているため、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号15番の福田委員、16番の伊澤委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、1ページと2ページは、借受人同一の案件もありますので、議案第1号から10号までの10議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号から5号について御説明いたします。議案第1号から4号は清原地区、議案第5号は姿川地区の申請です。貸付人は、法人の営農に協力するため、借受人は、経営規模拡大のため、申請地に10年間の賃借権を設定し、小麦、大を作付けする旨の申請です。借受人は、平成27年11月19日に設立された法人で、農業及び畜産業等を主な目的としております。農機具の調達状況は、トラクター8台、コンバイン3台、乾燥機9台を所有しております。なお、申請地は、

全て耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、次の3つの解除条件を付して許可すべきものと調査しております。

1 権利を取得する者が権利取得後に農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されていること

2 地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

3 権利を取得しようとする者が法人である場合、その業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事すると認められること

以上3つの条件であります。(以降の説明については、解除条件と省略させていただきます。)

議長 議案第1号から5号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号から5号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、解除条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第6号から10号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第6号から議案第10号は受け人が同一であるため、一括して御説明いたします。議案第6号から9号は清原地区、議案第10号は姿川地区の申請です。申請人は、営農型太陽光発電施設を設置するため、申請地の空中に10年間の区分地上権を設定する旨の申請です。設置する営農型太陽光発電施設の概要については、議案書6ページの議案第21号から第25号で御説明いたしますが、支柱を立てた上に太陽光パネルを設置して、そのパネルの下部は、農地のまま利用するものです。今回、営農型太陽光発電施設を設置する者とそのパネルの下部の農地の耕作者が異なるため、区分地上権を設定する必要があります。また、営農型太陽光発電施設の転用期間は、下部の農地を耕作する者が認定農業者であることから、10年以内の一時転用となるため、区分地上権の設定も10年間となっております。したがって、本申請は、営農型太陽光発電施設の許可に伴う区分地上権の設定であり、営農型太陽光発電施設の許可が前提条件となりますことから議案第21号から第25号の許可を条件に許可すべきものと調査しております。

議長 議案第6号から10号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号から10号について、「関連議案第21号から25号の許可を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号から16号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号及び議案第12号は関連していますので、一括して御説明いたします。清原地区の申請です。いずれも、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を交換により取得する旨の申請です。申請地の作付けは、議案第11号はブドウ、議案第12号はブルーベリーを予定しています。譲受人の農機具の調達状況は、議案第11号はトラクター3台、スピードスプレーヤー1台を所有、議案第12号は、トラクター1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、いずれも耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、ミズバショウ、ザゼンソウなどの水生植物を作付けする旨の申請であり、近隣の芳賀町の農地にも同様の内容で申請書が提出されております。農機具の調達状況は、トラクター1台、管理機1台、防除機1台を所有しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないものと調査しておりますが、申請地及び周辺農地一帯は、湿地帯で長年荒廃した農地であり、農業機械が進入できる十分な進入路が確保されていない状況であることから、作付予定作物及び耕作方法については、ミズバショウ、ザゼンソウなどの水生植物を手作業により作付けする旨を確認しております。なお、芳賀町農業委員会と合同で現地確認等を行った結果、農地法第3条の許可要件を満たしているという調査結果となっております。

議案第14号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ナシを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター3台、スピードスプレーヤー2台、を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号及び議案第16号は関連していますので、一括して御説明いたします。豊郷地区の申請です。議案第15号の譲受人は、耕作の利便性向上のため

め、議案第16号の譲受人は、譲渡人の営農に協力するため、申請地を交換により取得する旨の申請です。申請地の作付けは、いずれも水稻を予定しています。譲受人の農機具の調達状況は、いずれもトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第11号から16号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第11号から16号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第17号及び18号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第18号について御説明いたします。河内地区の申請です。貸付人は高齢により耕作できないため、借受人は法人として営農を開始するため、申請地に15年間の賃借権を設定し、小松菜を栽培する旨の申請です。借受人は、平成元年3月30日に設立された法人で、農業を主な業務としております。農機具の調達状況は、大型機械は所有しておりませんが、ハウス栽培のため、営農に支障はありません。なお、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、次の3つの解除条件を付して許可するべきものと調査しております。

1 権利を取得する者が権利取得後に農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されていること

2 地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

3 権利を取得しようとする者が法人である場合、その業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事すると認められること

以上3つの条件であります。

議長 議案第18号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第18号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、解除条件を付し

て許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第17号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号について御説明いたします。篠井地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、サツマイモ、サトイモ、キュウリ、ブルーベリーを作付けする旨の申請です。贈与税の支払い意思は確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、刈払い機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第17号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第17号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第19号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。申請人は農業者であり、耕作の利便性を向上させるため、堆肥置場等を設置する旨の申請です。土地利用計画については、敷地内に堆肥置場とトラクターを置く計画となっており、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、申請地を特に整地等を行わずに利用するため、新たな費用は発生しないとのことです。申請地は、農地の集団的な規模が、3.3ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第19号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第20号から

26号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局

議案第20号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人が、園芸用土を採取するため、申請地に1年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請です。借受人は、平成10年3月3日に設立した法人で、園芸用土の採取を主な目的としております。事業計画によると、作業時間は午前8時から午後5時まで、保安距離については、申請地の東側の宅地から1メートル、西側の畑から1メートル、南側の道路から3メートル、北側の畑、宅地、道路から3メートルを設け、掘削角度は45度、掘削の深さは4メートル、周辺には防護ネットを設置し、出入口には鉄板を敷いて、常に清掃を心掛ける計画となっております。園芸用土の販売先については、鹿沼市の法人1社となっております。埋戻し用土については、自社が所有する鹿沼市の土砂4,406立方メートルを用い、表土については、申請地の表土50センチを利用する計画です。使用する重機等については、自社所有のショベル1台、ダンプ2台を使用する計画となっております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前々回地は、壬生町の畑12,257平方メートルを令和2年8月31日に許可を受け、農地に復元されており、前回地は、鹿沼市の畑774平方メートルを、令和5年8月30日に許可を受け、農地に復元しております。資金計画については、事業費等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農振農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。また、申請書には、「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は現在の農地同様の耕作可能な農地に復元し、農業委員立会いのもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから、特に条件を付す必要はないと思われれます。したがって、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号から第25号については、借受人が同一で、全て営農型太陽光発電を目的としているため、併せて御説明いたします。清原地区の申請です。借受人が売電するため、営農型太陽光発電施設を運営するにあたり、申請地に10年間の賃借権を設定し、太陽光パネルの支柱用地として一時転用する旨の申請です。借受人は、昭和5年12月22日に設立した法人で、鋳鉄管の製造・販売のほか発電事業を主な目的としております。転用面積については、太陽光パネルを支える支柱の面積の合計であり、全て特定図での申請となっております。支柱の本数については、議案第21号は70本、議案第22号は75本、議案第23号は80本、議案第24号は70本、議案第25号は72本となっております。また、太陽光のパネルの総面積は、議案第21号は、451.98平方メートルで、遮光率は、33.4パーセント、議案第22号は466.56平方メートルで、

遮光率は、33.3パーセント、議案第23号は468.99平方メートルで、遮光率は、33.5パーセント、議案第24号は451.98平方メートルで、遮光率は、33.4パーセント、議案第25号は466.56平方メートルで、遮光率は、33.3パーセント、であり、いずれもパネルの下部の農地において、小麦及び大豆を栽培する計画となっており、必要な知見を有するものの意見として、一般社団法人ソーラーシェアリング協会から、「問題なし」との意見書が申請書に添付されております。また、パネルの下部の農地を含む筆の耕作については、認定農業者が行うため、契約の期間は最大の10年となっております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、借受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。資金計画については、事業費の全額を自己資金で賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。申請地は農振農用地であり、原則として許可できないものとされておりますが、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する一時転用であり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題はなく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しておりますが、営農型発電設備にかかる事業であることから、次の5つの許可条件が必要です。

1 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること

2 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること

3 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること

4 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること

5 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること

これらの条件を付して、許可すべきものと調査しております。

議案第26号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請で、

都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させるものです。資金計画については、土地取得費及び建物建設費等を、全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（以降、「集落に接続して設置されるもの」）」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第20号から26号について、質疑願います。

委員 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況について、報告はあるのか。

事務局 毎年3月に報告があり、取りまとめて県に報告しております。

議長 ほかにありませんか。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第20号から26号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第27号から29号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 第27号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は譲渡人の甥であり、都市計画法第34条14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建設費等を、全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がな

いと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第28号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人が、砂利を採取するため、申請地に1年間の賃借権を設定し、一時転用する申請です。借受人は、昭和44年8月9日に設立した法人で、土木建築資材等の販売及び砂利採取業等を主な目的としております。計画によると、作業時間は午前8時から午後5時まで、保安距離については、周辺から5メートル以上を確保し、掘削角度は45度、掘削の深さは最大8メートル、外周は防護柵で囲い、作業終了時はチェーンにて封鎖する計画で、「進入路及び運搬路を利用する際には、農耕車等優先で十分に安全確認を行い、通行者や歩行者等に注意して事故等を起こさないよう注意する」こととしております。また、南側の道路を利用するため、市道路管理課に道路占用許可申請書及び道路使用届出を、環境保全課に一般粉じん発生施設設置届出書、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書を提出済みです。重機等については、所有するバックホウ2台、ブルドーザー2台、ホイールローダー1台、ダンプトラック6台を使用し、埋戻し用土については、自社が所有する土砂、鹿沼市に事務所のある法人(株式会社オーリス)が所有する土砂及び日光市に事務所のある法人(大成鉱山工業株式会社)が所有する土砂14,517立方メートルを埋戻し用土として用いる計画で、栃木県陸砂利採取業協同組合から農地復元の保証書が添付されております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における砂利採取の実績ですが、前回地は上小倉町の田12,077平方メートルで、令和4年4月1日に許可を受け、100パーセント農地に復元されており、また、前々回地は上小倉町の田10,083平方メートルで、令和3年6月1日に許可を受け、100パーセント農地に復元されております。申請地は農振農用地ではありますが、一時転用で農地に復元することから不許可の例外に該当します。したがって、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第29号について御説明いたします。河内地区の申請です。借受人が、売電するため、申請地に17年間の賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。借受人は、平成19年11月21日に設立した法人で、再生可能エネルギーを利用した発電業務及び電力の販売等を主な目的としております。借受人は、平成30年10月26日に東京電力パワーグリッド株式会社と接続契約を締結し、関東経済産業局から事業計画認定も受けております。今回の申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光モジュール1,080枚を設置し、年間発電量746,256キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜き

36円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は976万円程度となる見込みです。土地利用計画については、周囲をフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、工事費等を全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的規模が、1.3ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第27号から29号について、質疑願います。

委員 議案第29号は、メガソーラーになるのか。

事務局 発電出力50キロワット以上のソーラー発電所という表現になります。

議長 ほかにありませんか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第27号から29号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。8ページをお開きください。日程第4「時効取得を原因とする農地について」、議案第30号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第30号について御説明いたします。清原地区の案件です。宇都宮地方法務局から、令和6年2月22日付け日記第52号で宇都宮市農業委員会に「農地の時効取得について」の通知がありました。時効取得については、民法第162条第1項に「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」と規定されております。法務局からの通知があった時点で、既に登記簿上も所有権が移転されておりますが、この通知を受けた農業委員会は、時効取得の要件を満たしているか否かについて、具体的には、当該地が登記権利者により現在まで耕作されていたかどうか、過去に貸し借り等の履歴がないかなどを調査することになり、その利用状況等の調査の結果、疑義があった場合に限り、速やかに法務局に連絡する必要があるというものです。また、法務局は農業委員会から連絡があった場合、登記権利者及び登記義務者に対し、時効取得の申請を取上げるよう、指導するという流れになっております。今月の地区調査会で当該農地を現地調査したところ、当該地は、登記権利者の自宅付近に位置し、適正に管理されており、農地台帳上、賃借等の履歴もなく、今まで登記権利者が耕作してきたと思われることから、時効取得は問題ないものと調査しております。

議長 議案第30号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第30号について、「時効取得について問題なしとする」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。9ページをお開きください。日程第5「農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区分の変更)に係る意見について」、議案第31号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第31号について御説明いたします。河内地区の申出です。農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区分の変更)については、農用区域内に位置する農地を、農業用施設用地として利用する場合、農用地からの除外ではなく、農用地のまま用途だけを農業用施設用地とする「用途区分の変更」が必要になります。今回の申出地は、全て農用区域内にある農地であり、農振法の所管である農業企画課に用途区分の変更申出があり、市長から農業委員会に用途区分を変更することについて意見を求められております。また、用途区分変更後は、農地転用の許可が必要となります。議案第31号は、申出人が耕作する農地の一部に、農業用倉庫等コンテナ、プレハブ、車両置場を設置する旨の申出です。土地利用計画については、敷地内は碎石舗装とし、コンテナ1棟、プレハブ1棟、車両4台分の駐車場を整備する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議長 議案第31号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第31号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページを御覧ください。日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第32号から12ページ47号までの16議案について、一括上程します。なお、議事参与制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議します。11ページ議案第44号については、6番委員の親族及び親族が代表を務める法人が、所有者及び借受者となっておりますので、審議が終了するまで6番委員に退出していただきます。

委員 (6番委員退出)

議長 それでは、議案第44号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定」について、説明いたします。相対による契約になります。議案第44号は、議席番号6番委員の親族及び親族が経営する法人で、河内地区の計画です。田の貸し借りです。この計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第44号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第44号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第44号が終了しましたので、6番委員に入室・着席していただきます。

委員 (6番委員入室)

議長 審議済の44号を除く、議案第32号から47号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページ議案第32号は、平石地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第33号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りです。

議案第34号、35号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第36号は、横川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第37号、38号は、国本地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第39号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りです。

11ページ議案第40号から44号を除く、12ページ議案第47号は、河内地区の計画です。田の貸し借りです。これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 審議済の44号を除く、議案第32号から47号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の44号を除く、議案第32号から47号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。13ページをお開きください。日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第48号から22ページ229号までの182議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了する

まで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議します。
14ページ議案第89号については、12番委員が所有者となっておりますので、審議が終了するまで12番委員に退出していただきます。

委員 (12番委員退出)

議長 それでは、議案第89号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定」について、説明いたします。集積計画一括方式による契約になります。14ページ議案第89号の所有者は、議席番号12番委員で、瑞穂野地区の計画です。畑の貸し借りです。この計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第89号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第89号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第89号が終了しましたので、12番委員に入室・着席していただきます。

委員 (12番委員入室)

議長 審議済の89号を除く、議案第48号から229号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ議案第48号から59号は、平石地区の計画です。なお、議案第57号は、河内地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りです。

議案第60号から14ページ75号は、清原地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

議案76号から議案第89号を除く、15ページ議案第93号は、瑞穂野地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

議案第94号から103号は、横川地区の計画です。なお、議案第100号は、雀宮地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りです。

議案第104号から109号は、雀宮地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

議案第110号から16ページ議案第116号は、姿川地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

議案第117号から124号は、城山地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第125号から133号は、国本地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

17ページ議案第134号から137号は、篠井地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

議案第138号から147号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第148号から18ページ議案第162号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第163号から19ページ議案第173号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第174号から22ページ議案第229号は、河内地区の計画です。なお、議案第174号は、上河内地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りです。これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 審議済の89号を除く、議案第48号から229号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の89号を除く、議案第48号から229号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。23ページをお開きください。日程第8「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について、議案第230号から236号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第230号は、平石地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、石井町の田2筆2, 188平方メートルを売買により取得するものです。

議案第231号は、清原地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、桑島の田1筆3, 027平方メートルを売買により取得するものです。

議案第232号は、雀宮地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、下反町の田1筆1, 439平方メートルを売買により取得するものです。

議案第233号は、姿川地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、上欠町の田1筆3, 853平方メートルを売買により取得するものです。

議案第234号は、篠井地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、篠井町の田6筆12, 969平方メートルを売買により取得するものです。

議案第235号は、河内地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、逆面町の田5筆8, 056平方メートルを売買により取得するものです。

議案第236号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、相野沢町の田1筆1, 529平方メートルを売買により取得するものです。これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、

契約の内容、譲渡の状況等調査しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第230号から236号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第230号から236号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。24ページを御覧ください。日程第9「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第237号から245号までの9議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第237号は、清原地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。

議案第238号、239号は、雀宮地区の計画です。いずれの計画も農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。

議案第240号は、姿川地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。

議案第241号は、篠井地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。

議案第242号は、上河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。

議案第243号は、上河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。

議案第244号は、上河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。

議案第245号は、上河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第237号から245号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第237号から245号について、「計画のとおり承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。25ページをお開きください。日

程第10「宇都宮市農業委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規定の制定について」、議案第246号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 別添の令和6年3月22日農業委員会事務局「宇都宮市農業委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規定の制定について」の資料を御覧ください。まず、趣旨であります。宇都宮市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び条例施行規則が制定されたことに伴い、農業委員会の所管に係る規程を整備するものです。条例の概要であります。現在、書面により行うことと規定されている手続について、電子申請共通システムなどのインターネットを介したオンライン等によって、行うことができるよう、必要な事項を定めるとともに、適用除外を規定したものです。対象とする手続については、下記の表のとおりです。市民等が市の機関等に対して行う申請・届出等や処分などであり、これらは、個別の条例等において書面や署名等が必要とされている場合であっても、オンライン等により行われたものは、当該条例等で規定する方法により行われたものとみなすと規定されたところであり、適用除外とする手続については、記載のとおりです。資料の裏面を御覧ください。この条例等制定を踏まえた農業委員会に係る規定の整備であります。この条例等は、全庁的なDX化実現に向け制定されたことから、農業委員会の所管に係る規定についても、当該条例等の趣旨を踏まえ、規定を制定するものであります。制定日等あります。制定日、適用日とも令和6年3月22日となります。

議長 議案第246号について、質疑願います。

委員 簡単に言うとどういうことか。

事務局 個別の条例等で、書面により行うことと規定されている手続について、当該条例等を改正することなく、オンライン等で手続を行うことができるようにするものです。

議長 ほかにありませんか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第246号について、「原案のとおり規定を定める」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。26ページを御覧ください。日程第11「令和6年度最適化活動の目標設定等(案)」について、議案第247号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 こちらは、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」において、「農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告する」も

のとなっているため、本定例総会におきまして、次年度の最適化活動の目標を設定するものです。ただし、年度途中であることから、認定農業者数や農地の集積面積等まだ確定していない項目については、現時点における実数を暫定的に記載し、4月の定期総会において、確定した数値に修正した上でご報告いたします。それでは、1 農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）を御覧ください。1 農業委員会の現在の体制は記入のとおりです。2 農家・農地等の概要につきましては、直近の「農林業センサス」など「耕地及び作付面積統計」に基づき記入しておりますが、認定農業者等は確定していないため、3月現在の経営体数としております。こちらは、確定後、修正いたします。27ページを御覧ください。

2 最適化活動の目標 ①現状及び課題ですが、現状のこれまでの集積面積は、3月現在6,416ヘクタールでした。これは、農業企画課が栃木県に報告する「担い手の農地利用集積状況調査」に基づき算出しております。次に、②目標ですが、農地の集積の目標年度は、令和9年度とし、集積率は、80パーセントとしております。これらは、本市農業委員会の指針で定めております。これにより、今年度の新規集積面積は、前年度目標と同じ100ヘクタールとしております。今年度末（6年度末）の集積面積は6,516ヘクタール、集積率は54.8パーセントとなります。次に（2）遊休農地の ①現状及び課題ですが、現状は令和5年度末の遊休農地の面積であります。課題は記載の通りです。次に、②目標ア 既存遊休農地の解消ですが、これは、令和3年度の遊休農地の面積をベースにされております。令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとされております。「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」が8ヘクタールであったことから、その下段の緑区分の解消目標面積は、5分の1の面積を記入しております。b 黄区分の遊休農地につきましては、「令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地」である26ヘクタールを記入し、その解消のため、また工程表の策定方針は、基盤整備事業の実施など関係機関と検討を進めることとしたところであります。また、イの新規発生遊休農地の解消として、令和5年度に新規発生した緑区分の全面積を記入しております。28ページを御覧ください。（3）新規参入の促進 ①現状及び課題ですが、令和5年度の新規参入者は9経営体、約4ヘクタールでした。②目標につきましては、下の※に基づき記入しており、直近の権利移動面積の平均を記入しております。次に2 最適化活動の活動目標 （1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数は、前年度に決定しました活動日数と同じ1月当たり10日としており、（2）活動強化月間の設定目標につきましては設定回数4回としております。4月の地域計画策定に向けた話し合い活動、7月～8月の農地の利用状況調査、9月の地域計画策定に向けた話し合い活動、10月～11月の利用意向調査・利用調整活動を強化月間及び内容としております。（3）

新規参入相談会への参加目標につきまして、今年度と同様2回であり、11月・1月、新規就農相談ありへの参加を予定しております。以上、説明を終わります。

議長 議案第247号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第247号について、「原案のとおり目標を設定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。29ページをお開きください。報告事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第7まで一括で報告する]

議長 議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何か報告等はありませんか。

委員 (特になし)

議長 事務局から報告等ありませんか。

事務局 [農委だより編集委員会について]

議長 すべての審議が終了しましたので、以上で第8回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時37分)